令和5年2月16日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

- 1 被処分者 環境経済部 産業観光課 係員 25歳 男性
- 2 処分内容 減給10分の1 3ヶ月 (根拠法令:地方公務員法第29条第1項各号)
- 3 処分日 令和5年2月16日

4 事案概要

令和4年6月から10月にかけて、虚偽の申告により、子の看護ならびに新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を理由とした特別休暇を、不正に7日3時間にわたって取得したもの。

- 5 今後の再発防止策
- (1) 公務員倫理・服務規律の遵守
- (2) 特別休暇の申請に係る事実確認の強化
- (3) コンプライアンス向上の徹底

6 市長コメント

コンプライアンスの向上に向けて全庁を挙げて取り組んでいる中、本市職員がこのような行為をしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様には心から深くお詫び申し上げます。

今後は、コンプライアンス徹底の取り組みをさらに強化し、市民の皆様の信頼回 復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

河内長野市総合政策部人事課 0721-53-1111